

阪若汽船従業員待遇改善運動

一、事業主側

1、名 稱 阪若汽船組合

2、組合所屬曳船汽船 二十四隻

3、組合代表者 常務理事 清水福象

二、従業員側 乗組下級船員約二〇〇名

三、待遇改善運動發生の事情

阪若汽船組合は主として曳船業者の競争を緩和し被曳船の自由を制限して曳船營業上の弊害の矯正と其の合理化を圖り以て曳船賃の不當なる低下を防止するの目的の下に於ける昭和七年十月若松市に於て設立されたものであるが（其の詳細に就ては同年十一月二十六日報告第六三號参照）其の従業員の待遇は最近海運界の活況に基く運賃の昂騰にも不拘依然不況の儘なるを以

て今回従業員一同は港湾従業員組合大阪支部長を通じて待遇改善要求運動を起したのである。

四、歎願書の提出―改善要求事項

従業員側より提出した待遇改善要求の歎願書は次の如し

歎 願 書

未だ封建制度の基に労働を強制され狭苦しい小船に生活する阪若従業員は其の足場たる資本家が労働者の成上り又は請負師の如き寄合の小資本家企業なるを以て自重専一に船主の利益増進のため日夜黙々として働きつつ今日に至れり、而るに例年の如き季節的に到來せる阪若間の石炭運搬賃の昂騰は至る九月二十一日殆んど全国的に襲來せる暴風雨は多數の船舶を失ひ爲めに小型船舶にも多大の不足を招きたるを以て彌が上にも運賃の昂騰を見るに至れり、吾々の見透しを以てしても今後二、三箇月